

和歌山市道路照明等LED化業務（ESCO事業）に関する質問に対する回答（7月31日 回答）

※8月5日 No.12の質問に対する回答を訂正しました。

No	質 問	回 答
1	実施要領 P5 6（1） 設備改修予定が令和9年3月31日となっておりますが、提案書において工程を検討するうえで、令和9年3月31日の設備改修完了が難しいと判断される場合は、令和9年9月30日を上限とした工程を前提に、施工計画の提案をしてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	実施要領 P8 13（1）カ 各提出書類には、応募者を特定できる表示を一切してはならないと記載がありますが、市内業者の活用を証明できる書類として市内業者の関心表明書を添付したいと考えていますがよろしいでしょうか。	事業者の提案の範囲内であると考えますので、問題ございません。
3	実施要領 P10 15（3） 契約約款について、本事業に関する約款が定められている場合、事前に確認することは可能でしょうか。 また、契約書の雛形があれば開示願います。	現時点で定めている契約約款および契約書の雛形はございません。優先交渉権者選定後に詳細協議を経て、作成することとなります。
4	実施要領 P8 12（5） 電気料金試算を実施する際において、電気料金単価は政府が実施する「電気・ガス料金負担軽減支援事業」による特別措置は含まない、という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	実施要領 P8 13（2） 各提案書様式（8号～18号）は枚数制限等はない認識でよろしいでしょうか。 枚数制限等ある場合はご教示願います。	各提案書様式において枚数制限はございません。

6	実施要領 P9 15 (2) 契約保証金（履行保証保険契約）は改修工事等期間事業費及び維持管理等期間事業費それぞれの納付となりますでしょうか。また返還時期は各期間終了時となりますでしょうか。	お見込みのとおり、契約金額の内訳に応じて契約保証金を納付いただくこととなります。返還時期は初期整備費については引渡完了後、ESCO サービス料については契約期間終了時となります。
7	業務仕様書 P5 4 (2) エ、(3) ウ 既存灯具に遮光機能が備わっている場合は同等の機能を有する事とありますが、公平性担保のため提案事業費に含むべき数量をご教示願います。	数量について把握していないため、企画提案段階において数量に見込む必要はございません。現地調査により判明した際に別途協議とします。
8	業務仕様書 P5 4 (2) ア LED 道路・トンネル照明導入ガイドラインに適合していることを示す証書は、ガイドライン適合タイプが記載された製品仕様書でよろしいでしょうか。（型式検査成績書の添付が必要かどうかの質問です）	製品仕様書で問題ございません。型式検査成績書の添付は不要です。
9	業務仕様書 P5 4 (2) ア 提案書様式に枚数制限がある場合、LED 道路・トンネル照明導入ガイドラインに適合していることを示す証書は、使用機器提案書に別添扱いとし、枚数に含めないという解釈でよろしいでしょうか。	No.5 のとおり提案書様式に枚数制限はございません。
10	業務仕様書 P3 3 (6) 撤去した安定器について PCB 含有が判明した場合は、事業者では移動・処分することができないため、判明した時点で貴市へ連絡する、という対応でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	業務仕様書 P7 表 1 トンネル照明器具について、規制費算出のため対象トンネルの名称、延長、車線数、片側交互通行可能による施工は可能か等、施工条件について可能な範囲で情報開示をお願いします。	別紙のとおりです。

12	業務仕様書 P7 表 2 実施要領 6 ページに「電気料金の試算は公衆街路灯 A で算出する」と記載ありますが、表 2 のナイター照明・メタルハイドランプ 1 KW (1050W) は 1KVA を超えます。公衆街路灯 A 契約は 1KVA 未満となっております。公平性担保のため、事業試算は、公衆街路灯 A の 1 KW として宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	業務仕様書 P2 3 (5) 夜間工事が必要な個所が発生した場合は、増額を含む協議をお行いうという認識でよろしいでしょうか。	(道路管理課) No. 11 のとおり毛見トンネルにおける LED 更新工事は夜間作業を想定して企画提案してください。 (まちなみ景観課) けやき・城北・大新・中央駐車場については、施設運営を継続した状態で施工することを想定しているため、夜間作業として企画提案してください。 それ以外の照明において、現時点で夜間作業は想定しておりませんが、現地調査および関係機関との協議の結果、必要が生じた場合は、別途協議とします。
14	業務仕様書 P4 3 (8) ケに維持管理期間中の修繕費を見込むことと記載ありますが (ア) 道路管理課・公園緑地課 計 50 灯となっておりますので各課毎の灯数ご教示ください。各課ごとに上限金額が決まっているためです。	道路管理課分として 40 灯、公園緑地課分として 10 灯として企画提案してください。
15	業務仕様書 P4 3 (8) ケに維持管理期間中の修繕費を見込むことと記載ありますが (イ) まちなみ景観課・河川港湾課 計 300 灯となっておりますので各課毎の灯数ご教示ください。各課ごとに上限金額が決まっているためです。	まちなみ景観課分として 295 灯、河川港湾課分として 5 灯として企画提案してください。

16	業務仕様書 P2 3 (4) カ新設及び移管される照明は 200 灯見込むことと記載ありますが、課ごとの内訳をご教示ください。各課ごとに上限金額が決まっているためです。	新設及び移管される照明 200 灯は全て道路管理課分として企画提案してください。
17	業務仕様書 P5 4 (4) イ ガード等が備わっている場合は同等以上の機能を見込むとありますが内訳表から読み取ることができません。提案時は「ガード等無し」で計上し、受注後の調査で判明した場合に増額を含む協議を行うという認識でよろしいでしょうか。	企画提案段階において数量に見込む必要はございません。現地調査により判明した際に別途協議とします。
18	業務仕様書 P5 4 (4) ウ 防雨・防湿・防塵機能が備わっている場合は同等以上の機能を見込むとありますが内訳表から読み取ることができません。提案時は一般品で計上し、受注後の調査で判明した場合に増額を含む協議を行うという認識でよろしいでしょうか。	企画提案段階において数量に見込む必要はございません。現地調査により判明した際に別途協議とします。
19	道路管理課の明細にて通常の照明灯の取り付けでは勘合しないポールの場合、内訳表から読み取ることができません。提案時はアダプタは無しで計上し、受注後の調査で判明した場合に増額を含む協議を行うという認識でよろしいでしょうか。	企画提案段階において数量に見込む必要はございません。現地調査により判明した際に別途協議とします。
20	公園緑地課の明細にて通常の照明灯の取り付けでは勘合しないポールの場合、内訳表から読み取ることができません。提案時はアダプタは無しで計上し、受注後の調査で判明した場合に増額を含む協議を行うという認識でよろしいでしょうか。	企画提案段階において数量に見込む必要はございません。現地調査により判明した際に別途協議とします。

21	まちなみ景観課の明細にて通常の照明灯の取り付けでは勘合しない場合、内訳表から読み取ることができません。提案時はアダプタなしで計上し、受注後の調査で判明した場合に増額を含む協議を行うという認識でよろしいでしょうか。	企画提案段階において数量に見込む必要はございません。現地調査により判明した際に別途協議とします。
22	河川港湾課の明細にて通常の照明灯の取り付けでは勘合しない場合、内訳表から読み取ることができません。提案時はアダプタなしで計上し、受注後の調査で判明した場合に増額を含む協議を行うという認識でよろしいでしょうか。	企画提案段階において数量に見込む必要はございません。現地調査により判明した際に別途協議とします。
23	公平性の担保の為、道路管理課の提案時における見込むべき自動点滅器数量をご教示ください。	道路管理課分は 1700 個分を提案時に見込んでください。数量増減は、現地調査により判明した際に別途協議とします。
24	公平性の担保の為、公園緑地課の提案時における見込むべき自動点滅器数量をご教示ください。	公園緑地課分は 625 灯分を提案時に見込んでください。数量増減は、現地調査により判明した際に別途協議とします。
25	公平性の担保の為、まちなみ景観課の提案時における見込むべき自動点滅器数量をご教示ください。	まちなみ景観課分は 50 個分を提案時に見込んでください。数量増減は、現地調査により判明した際に別途協議とします。
26	公平性の担保の為、河川港湾課の提案時における見込むべき自動点滅器数量をご教示ください。	企画提案段階において数量に見込む必要はございません。現地調査により判明した際に別途協議とします。